

企画総務委員会

送付 21 - 18

麴町地区地区計画の見直しを求める陳情

受付年月日 平成 21 年 11 月 2 日

陳 情 者 東京都千代田区六番町 3 - 19 3 F

環境を守る会 豊 島 快 児 (他 150 名)

陳 情 書

(趣旨)

1) 環境配慮・景観重視の視点から

去る10月1日の広島地裁での「鞆の浦」埋め立て差し止め判決は、歴史的景観保護の精神と大型開発のあり方に大きな波紋を投げかけました。また06年に最高裁判決の出た国立市のマンション訴訟においても、景観利益は法的保護に値するとの判断が下されています。これらに限らず、近年、全国的に大きな流れとなりつつあるのが景観および環境保護の考え方です。

一方、当該麹町地区地区計画は、平成20年9月8日の千代田区都市計画審議会にて審議され、12月10日に都市計画決定されました。本地区計画は半蔵門から四ツ谷駅までの新宿通り両側の地域、約32haに及ぶ広大な範囲をカバーしており、北側は一番町、二番町、六番町に接しております。また新宿通り沿いの南北20m~30mの範囲をA地区としており、11haを占めています。

この「麹町大通り」(新宿通り)は、かつては徳川家康が江戸入府の際、江戸城内に入場した道として知られている由緒ある道筋でもあり、江戸時代には日本橋と並ぶ高級商店街として栄えた地域でもあります。

先般、地区計画決定がなされた当該地区の、そのA地区では“連続した壁面の形成や建築物他工作物の高さをそろえる等・・・(抜粋)”としており、この地区の高さの最高限度は総合設計適用時、または共同住宅に供する建物の場合には80mとしています。

これは、とりもなおさず、江戸城入退城の要路であり千代田区にとって歴史的にもきわめて重要な意味を持つ麹町大通りであり、その北側には千代田区に残された数少ない住宅地である番町の南側に位置する通りに、高さ「80mの壁」を作ることによる地区計画でもあるのです。

さらに、地区計画区域の東側は「旧美観地区」であり、内堀の水と緑を活かした景観創出を図る地域であり、西側(地区)は歴史的景観保存の対象地区である外堀及び紀尾井町の歴史的風致地区の指定区域に隣接しています。

しかも、本地区計画範囲以内に2つの教育施設(麹町学園、麹町小学校)が入っており、平行して北側を走る番町学園通り沿いには、さらに多くの教育施設が位置し、その教育環境の荒廃も憂慮されるところです。

すでに汐留地区での超高層ビル群による風道の封鎖によって、都心全体にかかわる温暖化現象を引き起こしているという事実があります。従来、あまり、論議されてこなかった高層ビル建設による風道の封鎖現象は、ヒートアイランド化などこれからの都市環境に著しい影響を与えるものと懸念されます。

また、商業地として発展させる意図としても、日本一の繁華街と自他共に認める銀座通りでさえ、両側の建物の高さを56mに押さえる事によりその品位と格調を保っている事は周知の事実です。かえって高層ビルの林立は、人の流れを阻害し、スラム化を招く要因にもなりかねません。麹町地区らしい品位と格調を保つためには、逆効果となる懸念も禁じ得ません。

2) 地区計画決定までの手順・手続きについて

この地区計画の策定については、平成19年6月12日より、千代田区公共関係等団体である麹町地区環境整備協議会(会員は法人及び町会長)の役員会、理事会にて5回、地区計画委員にて3回の検討を経て、平成20年3月27日の都市計画審議会にて報告されました。その後、4月18日には協議会会長名

で区長宛、速やかな地区計画策定についての要望書が出ており、一ヶ月後の5月20日には「麴町地区計画(案)」のたたき台の説明会が行われております。

麴町1丁目から6丁目に亘る32haにも及ぶ広範囲の住民に対する説明会は上記の会合が唯一のものであり、7月17日にはすでに都市計画手続きに入っています。

番町・麴町地区に大きな影響を及ぼす地区計画が、千代田区公共関係等団体のみで検討、論議され、住民に対する説明会はただの1回のみで都市計画手続きを進める手法は、まさに住民不在といわざるを得ません。

このように1)に述べた景観・環境の視点、2)地区計画決定までの手順・手続きのあり方を踏まえ、隣接する一番町、二番町(地形として当該地区より低い位置にある)の建物の高さに合わせるよう、麴町地区地区計画を全面的に見直すべく強く求めるものであります。

すでに工事中の計画については、既存不適格計画としての処理が適切と思われれます。

平成21年11月2日

千代田区議会議長 殿